

# 連 合 会 だ よ り

第 1 号 (2023. 12)

富山県土地区画整理組合連合会

## 1. 令和5年度会員名簿

### 正会員(4組合)

市町村名	組合名	施行面積	住 所	
		設立認可日	電話番号	FAX 番号
		事業期間	理 事 長	
朝日町	泊駅南	10.7ha	〒939-0743 下新川郡朝日町道下 1170 番地 4	
		H29. 12. 15	0765-82-2528	0765-82-2528
		H29~R8	藤田 栄一	
砺波市	出町東部 第 3	2.0ha	〒939-1367 砺波市広上町 4 番 1 6 号	
		R2. 10. 7	0763-77-1393	0763-77-3894
		R2~R9	高畠 輝男	
黒部市	前沢北	5.3ha	〒938-0806 黒部市前沢 1616 番地	
		R3. 1. 22	0765-57-3837	0765-57-3837
		R2~R6	大江 利男	
射水市	本開発地区	13.0ha	〒939-0292 射水市本開発字下ノ田 1142 番地	
		R3. 6. 28	080-3049-5706	-
		R3~R7	鳥田 修一	

### 特別会員(6団体)

部 課 名	住 所	
	電話番号	FAX 番号
富山県土木部都市計画課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	
	076-444-9674	076-444-4421
高岡市都市創造部都市計画課	〒933-8601 高岡市広小路 7-50	
	0766-20-1433	0766-20-1655
射水市都市整備部都市計画課	〒939-0292 射水市小島 703	
	0766-51-6680	0766-51-6693
黒部市都市創造部街路公園課	〒939-8555 黒部市三日市 1301 番地	
	0765-54-2648	0765-57-2502
砺波市建設水道部都市整備課	〒939-1398 砺波市栄町 7-3	
	0763-33-1445	0763-33-6853
朝日町建設課	〒939-0793 下新川郡朝日町道下 1133	
	0765-83-1100	0765-83-1109

## 2. 富山県土地区画整理組合連合会規約

(名称)

第1条 この連合会は、富山県土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、土地区画整理法第3条第2項の規定に基づき、富山県知事、富山市長及び高岡市長の設立認可を受けた土地区画整理組合（以下「組合」という。）の相互の協調と業務の刷新向上を図り、土地区画整理事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業の啓発、奨励に関すること。
- (2) 組合相互の連絡、協調に関すること。
- (3) 研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (4) その他連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、当分の間、富山県土木部都市計画課におく。

(会員)

第5条 連合会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 組合
- (2) 準会員 準備組合
- (3) 特別会員 組合が施行する(準備組合が施行を予定している)土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村及び県

(入会)

第6条 正会員は組合設立認可時点で、準会員は準備組合結成時点で加入資格を持つものとし、所定の加入申込書を連合会に提出することにより入会する。

2 前項の加入申込書の提出があったときは、前条第3号の市町村は、特別会員として入会したものとみなす。

(退会)

第7条 正会員は、組合の解散認可をもって退会するものとする。ただし、換地処分から解散認可までに相当の日数を要する等、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、退会が年度途中であるときは、当該年度の末日をもって退会とみなす。

3 準会員は、組合設立認可をもって正会員に移行する。

(役員)

第8条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は、正会員の中から総会の承認を得て選任する。

2 理事は、正会員及び特別会員の中から総会の承認を得て選任する。

3 監事は、正会員及び特別会員の中から各1名総会の承認を得て選任する。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に出席し、議事を審議する。
- (4) 監事は、会計に関する事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 連合会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、随時、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第13条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名のほか、必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局長は、会議に出席し意見を述べるることができる。

5 その他、事務局に必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(会議及びその招集)

第14条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その会の議長となる。

3 総会は、通常毎年7月に会員の過半数以上の出席をもって開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

- 4 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、過半数以上の出席をもって開催するものとする。  
 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

2 理事会は、総会から委任を受けた事項及び連合会の運営に関する重要な事項について議決する。

(経費)

第16条 連合会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の会費  
正会員会費は別表のとおりとする。
- (2) 特別会費
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

(特別積立金)

第17条 連合会は、特定の事業の経費に充てるべき会計として、特別積立金を設けるものとする。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の業務執行に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は平成元年11月30日から施行する。

附 則

この規約は平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成16年7月1日から施行する。

区 分	施 行 面 積	年 間 会 費
補助組合	20ha 以上	60,000円
	10ha 以上～20ha 未満	50,000円
	10ha 未満	40,000円
非補助組合		30,000円

(注) 但し、非補助であっても街路事業等の公共施設管理者負担金を収入に含む場合補助と同等にみなすものとする。

富山県土地区画整理組合連合会役員等旅費支給規程

連合会役員及び事務局員への旅費の支給については、「富山県職員等の旅費に関する条例」及び「富山県職員等の旅費に関する規則」に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

(加入申込書)

平成 年 月 日

富山県土地区画整理組合連合会  
会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

(組合等の事務所の住所)  
(組合等の名称)  
(組合等の代表者の職名及び氏名) (印)

加 入 申 込 書

本○○組合(又は○○設立準備組合等)は、富山県土地区画整理組合連合会へ加入いたしたく、貴連合会規約第6条に基づき、申込書を提出いたします。

<地区の概要>

1. 市町村名	○○○○
2. 地区名	○○○○
3. 施行面積	○○. ○ha
4. 国庫補助金の有無	有 予定中 無
5. 公管金の有無	有 予定中 無

(対象施設名称 ○○○○ )

### 3. 令和4年度現地視察研修会について

※連合会の会計年度上、6月までは前年度扱いにつき「令和4年度」となっています。

県連合会では、これまでも土地区画整理事業の組合運営に生かすことを目的に、会員による現地研修会を実施していましたが、コロナ禍による影響により、令和元年度～令和3年度までは中止してしまっていたので、今回の現地視察研修会は4年ぶりの実施となりました。

4回目の日帰りの行程となった今回は、5月26日（金）に正会員3組合、特別会員4団体の総勢17名により、石川県野々市市で施工中の1地区、及び金沢市で施工中の1地区において視察を行いました。

#### 1. 金沢都市計画事業 野々市市西部中央土地区画整理事業

事業主体：野々市市西部中央土地区画整理組合

施行期間：平成27年度～令和6年度（10年間）

施行面積：21.1ha

減歩率：合算48.9%（公共23.3%、保留地25.6%）

総事業費：40億円

野々市市は面積1,356haと石川県内で最も小さな市ですが、人口増加率と人口密度は県内1番であり、過去に全国住みよさランキングで2年連続1位を獲得したこともあるなど、良好な住環境が特色の地域となっています。

その中で、西部中央地区は隣接する施行済みの土地区画整理事業（堀内第一地区）によって都市基盤整備が進むと共に、地区西側に国道8号、東側に市道高尾郷線が通るなど、周辺地域の居住利便性が高まっていたことから、都市計画道路沿道において用地を確保すると共に、野々市市中央公園を核とした健康・福祉・防災をテーマとする環境共生型の住環境の創出のため、土地区画整理事業による都市基盤整備を実施しています。

本地区は、平成27年度に市内31番目の土地区画整理事業として施行され、現在事業中の地区となっています。



広域図（石川県連 HP より）



## 商業施設等の進出状況



### 地区全体を南西角から見る

鳥瞰図（提供資料より）

18

保留地販売促進策として、本地区の周辺における住宅環境条件整っていること等を新聞に広告を入れPRしたり、組合、コンサルタント、不動産開発業者で企業誘致検討委員会を立ち上げ、本地区のテーマ（健康・福祉・防災）に即した企業誘致を行いました。これにより南ヶ丘病院の誘致に成功し、またそれを契機に、ドラッグストアや老人ホーム、医療施設、複合商業施設の誘致にも成功しました。



説明の様子



蓮華寺1号公園（街区公園）

### 【Q&A】

Q. 保留地の設定において工夫したことは？

A. 2つの都市計画道路が下字交差する付近に、企業が進出しやすいよう、大型保留地を集積する計画とし、本地区のテーマに沿った企業誘致活動を行った。

また、住宅用保留地については、整形な街区が集約する箇所に保留地を定め、街区単位で売却している。



## 2. 金沢都市計画事業 金沢市南新保土地区画整理事業

事業主体：金沢市南新保土地区画整理組合

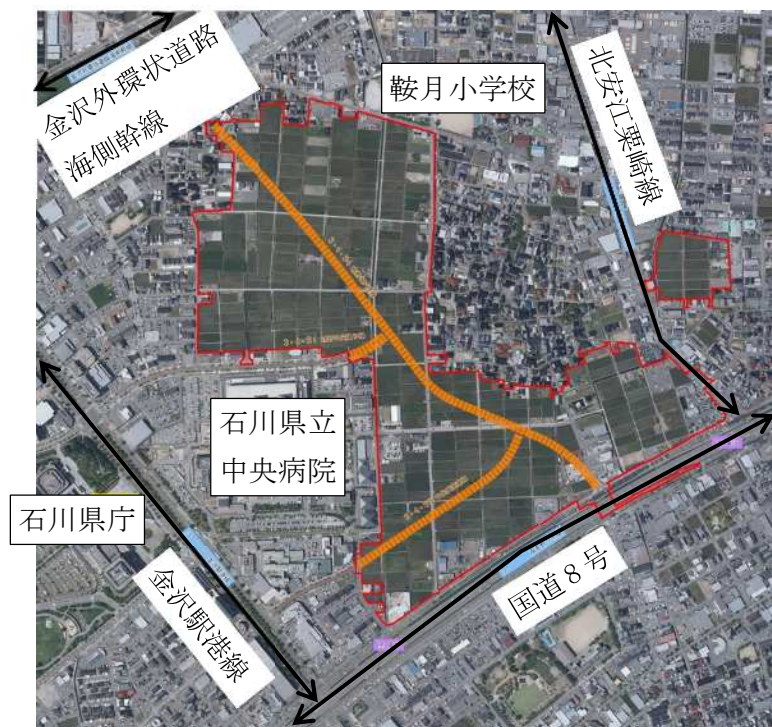
施行期間：令和元年度～令和11年度（11年間）

施行面積：41.0ha

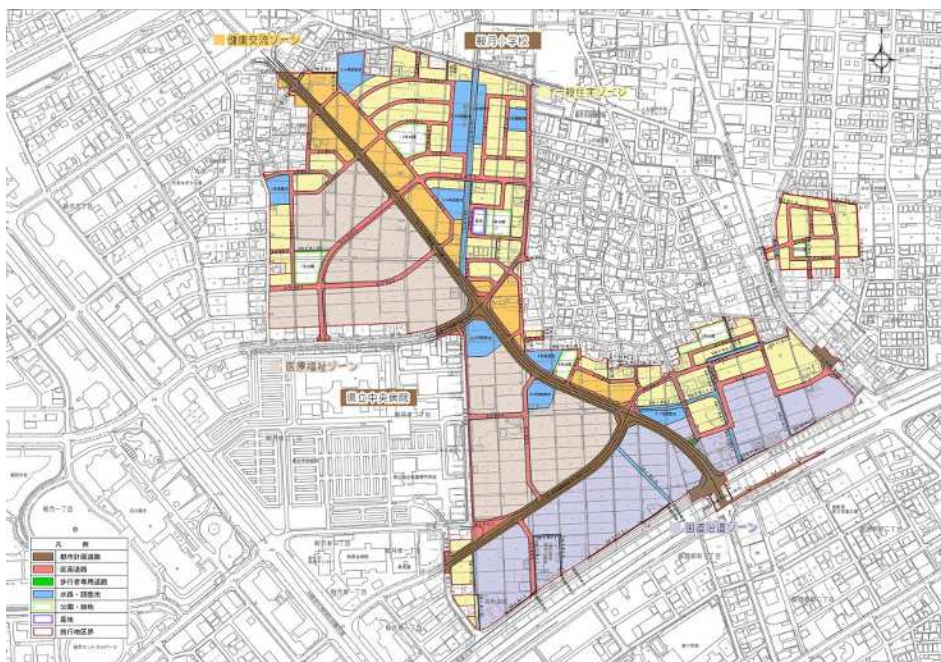
減歩率：合算43.8%（公共18.9%、保留地24.9%）

総事業費：115億円

この地区は、JR金沢駅から北西へ約2.5kmに位置し、金沢西部副都心に隣接しています。また、国道8号、金沢外環状道路海側幹線、金沢駅港線などの主要な道路に囲まれており、地区周辺には石川県立中央病院や石川県庁、金沢駅西合同庁舎などの行政機関のほか、金沢市立鞍月小学校といった教育施設、および商業施設等が集積しています。



施行区域図（組合HPより）



土地利用計画図（組合HPより）

このような地区の特性を背景に、本土地区画整理事業は、以下4つのゾーンに分け、土地利用の方針を定めています。

- ①医療福祉ゾーン：医療福祉関連機能の集積を図る
- ②健康交流ゾーン：健康（予防医療）関連機能の集積を図る
- ③国道沿道ゾーン：医療福祉関連機能（事業用施設等）の集積を図る
- ④一般住宅ゾーン：安全安心な環境を創出するとともに、適正規模の住宅地の形成を図る

本施行地区は、3.4.6号北安江栗崎線を挟んで飛び施行地区を設定しています。これは、3.4.6号北安江栗崎線の西側地区に医療福祉等の企業の立地を誘導する土地利用計画であることより、土地の入れ替えが行えるよう、東側に住宅地を計画し、土地利用の整序化を図るためです。



説明の様子



現地視察の様子

### 【Q&A】

Q. 宅地として面積の小さい保留地について、処分した事例はあるか？

A. 当組合の一般保留地は、全て150㎡以上です。換地先面積が150㎡以下となる場合、付け保留地として、約10～100㎡程度の保留地を換地の横に設定し、地権者に購入いただくことにしている。

視察先との意見交換を通して、参考になった点も多くあったのではないかと思いますので、今後の組合の運営に役立てていただきたいと思います。今後も、このような研修会をきっかけに、組合相互の情報共有が図られるよう努めてまいります。

今回の視察のためにお世話いただいた朝日町建設課の皆様には、この場をかりて御礼を申し上げます。

これからも会員の皆様方には、事業の進捗により「くらしたい国、富山」が実現するよう、変わらぬご尽力を賜りますようお願いいたします。